

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	69トン	36トン
		41トン	69トン	超過済
3	クリーム	34トン	28トン	6トン
		18トン	16トン	2トン
4	粉乳類	55,605トン	24,977トン	30,628トン
		53,572トン	22,614トン	30,958トン
5	無糖れん乳	1,887トン	1,074トン	813トン
		2,546トン	1,074トン	1,472トン
6	加糖れん乳	2,264トン	118トン	2,146トン
		1,851トン	99トン	1,752トン
7	ヨーグルト	17トン	5トン	12トン
		8.3トン	4.7トン	3.6トン
8	バターミルク	189トン	12トン	177トン
		8.7トン	11.5トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	33,017トン	24,129トン
		38,714トン	29,586トン	9,128トン
10	その他の乳製品	12,824トン	6,708トン	6,116トン
		6,805トン	4,613トン	2,192トン
11	バター	20,312トン	12,733トン	7,579トン
		10,293トン	11,348トン	超過済
12	雑豆	82,310トン	54,688トン	27,622トン
		35,917トン	22,923トン	12,994トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	3,963,204トン	1,884,657トン
		3,811,332トン	3,745,212トン	66,120トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	922,153 トン	344,179 トン
		299,910 トン	182,385 トン	117,525 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	433,323 トン	276,991 トン
		731,263 トン	433,323 トン	297,940 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	2,207 トン	超過済
		901 トン	2,207 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	7,595 トン	5,916 トン
		2,922 トン	7,595 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	91,922 トン	74,589 トン
		164,385 トン	91,922 トン	72,463 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	9,476 トン	12,347 トン
		21,823 トン	9,476 トン	12,347 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	700 トン	1,146 トン
		1,025 トン	700 トン	325 トン
20	イヌリン	1,387 トン	1,293 トン	94 トン
		33 トン	31 トン	2 トン
21	落花生	38,113 トン	21,903 トン	16,210 トン
		24,025 トン	14,224 トン	9,801 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	50 トン	259 トン
		295 トン	50 トン	245 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	4,248 トン	6,008 トン
		3,333 トン	1,498 トン	1,835 トン
24	でん粉調製品	173 トン	179 トン	超過済
		170 トン	179 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	1,838 トン	3,909 トン
		1,182 トン	1,042 トン	140 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	9,484 トン	10,560 トン
		921 トン	1,291 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	65 トン	372 トン
		433 トン	65 トン	368 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。